

答 申

第1 審査会の結論

千葉県監査委員が異議申立人に対し平成13年10月2日付け13千監第123-3号で通知した「千葉県職員措置請求平成13年4月13日」（以下「本件公文書」という。）を部分開示とした決定において不開示とした公文書のうち、次に掲げる部分について開示すべきである。なお、市長交際費に係る前渡資金整理簿に関しては、千葉市長の開示に係る判断変更を勘案した上で、千葉県監査委員は、改めて、開示・不開示の判断を行うべきである。

- 1 監査請求人の代表者及び構成員の住民票記載事項中の住所に係る区の名称及び住民票を認証する行政機関の区の名称並びに監査請求人の代表者の住所地を集配区域とする郵便局名
- 2 復命書のうち次の部分
 - (1) 四日市市監査委員事務局への出張 1枚目の2行目から5行目まで及び15行目から17行目まで
 - (2) 大垣市監査委員事務局への出張 2行目から4行目まで及び13行目
 - (3) 尼崎市監査委員事務局への出張 2行目から4行目まで、7行目、8行目及び12行目
- 3 千葉県監査委員が監査対象関係局に対して行った質問事項のうち、次の部分
 - (1) 総務局長への質問事項のうち、2行目の括弧内の部分、5行目、9行目、10行目及び15行目
 - (2) 秘書課長への質問事項のうち、2行目の括弧内の部分及び3行目
 - (3) 経理主任への質問事項のうち、2行目の括弧内の部分、3行目及び4行目
 - (4) 千葉県議会議長への質問事項のうち、2行目の括弧内の部分及び7行目
 - (5) 千葉県議会議員団長への質問事項のうち、2行目の括弧内の部分、3行目から5行目まで、9行目、10行目、17行目、18行目、21行目及び22行目
 - (6) 議会事務局職員への質問事項のうち、1ページの2行目の括弧内の部分、11行目、12行目、17行目及び18行目並びに2ページの3行目及び4行目(句点を含み8文字目までに限る。)
 - (7) 会計室長への質問事項のうち、2行目の括弧内の部分
- 4 千葉県職員措置要求に係る質問事項に対する回答書のうち、次の部分
 - (1) 総務局長 1ページの質問事項欄の5行目、6行目、12行目から14行目ま

で、21行目及び22行目並びに回答欄の5行目、6行目、11行目から15行目まで及び21行目から24行目まで、2ページの回答欄の4行目から9行目まで

- (2) 秘書課長 質問事項欄の1行目及び2行目並びに回答欄の1行目、9行目(読点等を含み31文字目以降)及び10行目
- (3) 経理主任 質問事項欄の1行目から3行目まで及び回答欄の1行目から4行目まで
- (4) 千葉市議会議長 質問事項欄の9行目及び10行目並びに回答欄の2行目から10行目まで
- (5) 千葉市議会議員団長 1ページの質問事項欄の2行目から5行目まで、10行目及び11行目並びに回答欄の1行目から5行目まで、10行目から15行目まで、2ページの回答欄の1行目及び2行目、3ページの質問事項欄の1行目から3行目まで、7行目及び8行目並びに回答欄の1行目から9行目まで及び12行目から15行目まで
- (6) 議会事務局職員 2ページの質問事項欄の5行目から7行目まで及び回答欄の6行目から8行目(括弧内の部分を除く。)まで、3ページの質問事項欄の4行目から6行目まで及び回答欄の7行目から10行目まで、4ページの回答欄の6行目から13行目まで、5ページの質問事項欄の8行目から10行目(句点を含み3文字目までに限る。)まで及び回答欄の4行目から9行目まで

第2 諮問に至る経過

諮問に至る経過は、次のとおりである。

1 開示請求

異議申立人は、平成13年9月4日、千葉市情報公開条例(以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、千葉市監査委員に対し、本件公文書の開示請求を行った。

2 部分開示決定

千葉市監査委員は、開示請求に対し、本件公文書には条例第7条第2号又は第6号に該当する情報が記録されているとして、次の情報が記録されている部分を不開示とし、その余の部分を開示とする部分開示決定を行い、その旨を平成13年10月2日付け13千監第123-3号で異議申立人に通知した。

- (1) 条例第7条第2号該当（個人情報） 氏名を除く住民票記載事項，個人の住所・氏名・職業・印影，前渡資金整理簿の氏名，配達郵便局名及び住民票記載事項
- (2) 条例第7条第6号該当（事務事業執行情報） 視察先の聴取内容，前渡資金整理簿の団体名並びに関係人事情聴取質問事項及びその回答

3 異議申立て

異議申立人は，部分開示決定を不服として，平成13年11月30日，千葉市監査委員に対し，行政不服審査法第6条の規定に基づく異議申立てを行った。

4 諮問

千葉市監査委員は，平成14年1月16日付け13千監第181号で，条例第19条の規定に基づき，審査会に諮問した。

第3 異議申立人の主張要旨

異議申立書，意見書及び口頭意見陳述による異議申立人の主張の要旨は，次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は，本件公文書の部分開示決定の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

(1) 個人情報について

不開示事由に該当するか否かの判断は厳格に判断されなければならない，個人のプライバシーを保護されるべき利益か，実質的に保護に値する正当なものであるか否かを検討するべきであって，字義どおりに特定個人が識別されるか否かで結論し，具体的な主張・立証なく不開示としてはならない。不開示情報が同号ただし書のいずれにも該当しないとの理由では不開示の理由としては不十分であり，不当である。

(2) 事務事業執行情報について

関係人事情聴取事項及びその回答は，千葉市職員に対する問い合わせ若しくは依頼及びその回答であることから，積極的に開示すべきであり，また定期監査報告において過去に公表，開示してきていることから，本件処分において公正な監

査業務に支障をきたすことはありえず、不当、不法である。監査委員事務局職員は、市長部局などと通常2～3年で定期的に人事異動している。異動先で前事務局職員が監査を受ける例や、逆に前職場の監査を担当する事例も現実的に行われていることから、ノウハウが千葉市内部では公然化されながら、市民に秘匿しなければならない具体的事例が何か検証されなければ部分開示の理由とはならない。

地方自治体に対する視察内容については、該当の自治体及び視察した千葉市職員の業務の正当性を積極的に開示することこそ公務員の責務を果たすことになり、少なくとも全面墨塗りは不当、不法である。

第4 実施機関の説明要旨

異議申立てに対する千葉市監査委員の説明の要旨は、次のとおりである。

1 条例第7条第2号該当性について

請求のあった公文書に記録されている氏名を除く住民票記載事項、個人の住所・氏名・性別・印影、前渡資金整理簿の氏名、配達郵便局名及び住民票記載事項は、いずれも個人に関する情報であって特定の個人を識別できるものであり、同号ただし書のいずれにも該当しないため不開示としたものである。

2 条例第7条第6号該当性について

地方自治法(以下「法」という。)第242条に基づく住民監査請求は、地方公共団体の職員による違法又は不当な行為等により地方公共団体の住民として損失を被ることを防止するために、住民全体の利益を確保する見地から、職員の違法・不当な行為等の予防・是正を図ることを本来の目的とするものである。

この住民監査請求における監査手法については、監査委員の合理的裁量に委ねられており、監査の実施に係る具体的ノウハウにより必要な調査、情報の収集等を行い、監査結果を公表しているものである。したがって、本件には本来秘匿されるべき性質の監査の実施に係る具体的ノウハウ等に関する事項が記載されており、この情報を開示した場合には監査委員の合理的裁量に委ねられるべき事項が第三者の監視、批判の対象となり、監査委員の裁量権の行使が一律化、硬直化する等、法の予定しない事実上の制約が、裁量権の行使に対して加えられ、監査における必要な調査、情報の収集等が困難になる。

また、住民監査請求における関係人の監査に対する協力は、法の規定による強制力がないため、あくまでも任意により行われるものである。したがって、監査のために用いるという前提で任意に提供された関係人からの回答、視察先からの監査に

対する協力内容を開示すると、関係人が今後行われる監査に対して非協力、消極的姿勢をとるなどの弊害が当然に予想される。情報提供者が監査委員への情報提供を控えるようになることで必要な資料、情報の収集が困難になり、監査に必要な正確な情報が得にくくなってしまふ。その結果、調査が遅延して60日以内に監査結果を出すことができなくなるなど、重大な弊害が生じ公正な監査業務に支障をきたすおそれがある。

以上のことから請求のあった公文書に記載されている「視察先の聴取内容、前渡資金整理簿の団体名並びに関係人事情聴取質問事項及びその回答」を不開示としたものである。

第5 審査会の判断

審査会は、本件公文書並びに異議申立人の主張及び千葉市監査委員の説明を検討した結果、以下のように判断する。

1 本件公文書について

本件公文書は、住民監査請求の審査の一連の過程で千葉市監査委員が取得し、又は作成した文書である。

2 本件に関する事実経過について

(1) 千葉市議会議員団旅行について

千葉市議会議員団は、千葉市議会議員団規約第4条により千葉市議会議員をもって構成される組織である。千葉市議会議員団旅行は、各種事業の一環として議員相互あるいは議員と市の執行部との情報交換や意見交換の場として昭和45年から実施されており、市の執行部も参加していた。この旅行は、平成12年10月12日から13日にかけて栃木県塩谷郡藤原町において行われ、参加者は、市議会議員が34名、市側は、市の執行部が3名、議会事務局職員が6名の計9名であり、合計で43名であった。

(2) 住民監査請求について

ア 千葉市助役2名を含む職員9名は、平成12年10月12日から13日にかけて行われた千葉市議会議員団旅行に同席するため出張し、宿泊した。その際、宿泊地で行われた市議会議員団有志の親睦会に市の執行部の3名の職員が同席するための費用を市長交際費から支出した。異議申立人は、千葉市議会議員団からの要請に基づく千葉市議会議員団旅行への出張及び会費の支出は、違法、不当な支出であり、これに要した市長交際費及び旅費等の返還を求めて、法第

242条に基づき、平成13年4月13日付けで住民監査請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 千葉市監査委員は、本件請求の要件審査を行うため、市役所前市民センターに対し、監査請求人に係る「住民票の交付」を依頼し、その交付を受け、要件を具備していることを確認し、本件請求を受理した。

ウ 千葉市監査委員事務局職員は、本件請求と類似の事例を扱った四日市市、大垣市及び尼崎市に「視察調査」を行い、帰庁後、千葉市監査委員に「復命」を行っている。

エ 千葉市監査委員は、総務局長及び議会事務局長に対し、本件請求に対する弁明書の提出を依頼し、「監査請求に対する弁明書」の提出があった。また、千葉市監査委員は、総務局長、会計室長及び議会事務局長に対し、監査資料の作成を求めたところ、その後「回答」が得られた。

オ 千葉市監査委員は、監査請求人に対し、法第242条第5項（平成14年法律第4号による改正前のもの。現行法上は、第6項）の規定に基づく、証拠の提出及び陳述の機会を設け、「陳述者届」の提出を受け、陳述会の当日予め作成しておいた「請求人陳述会出席者名簿」に出席者に押印してもらった。

カ そして、千葉市監査委員は市長交際費の支出は違法又は不当とまではいえない。また、旅費の支出についても違法・不当であったとは認められないとして、平成13年6月11日付けで本件請求を棄却した。

なお、この監査結果は、平成13年7月2日付けの千葉市公報で公表されている。

3 条例第7条第2号（個人情報）該当性について

(1) 千葉市監査委員が本号に該当するとして不開示とした情報について

千葉市監査委員が本号に該当するとして不開示とした情報は、次のとおりである。

- ① 本件請求に係る監査請求人の代表者の住所
- ② 本件請求に係る監査請求人の代表者の氏名を除く住民票記載事項及び住民票を認証する行政機関の区の名称
- ③ 「前渡資金整理簿」の個人の氏名
- ④ 「陳述者届」の本件請求に係る監査請求人の構成員（代表者を除く。）の個人の住所、氏名、職業及び印影
- ⑤ 「請求人陳述会出席者名簿」の個人の住所、氏名及び印影
- ⑥ 「陳述会傍聴者名簿」の個人の住所、氏名及びサイン
- ⑦ 本件請求に係る監査請求人の構成員（代表者を除く。）の個人の住所及び氏

名

- ⑧ 本件請求に係る監査請求人の構成員(代表者を除く。)の住民票記載事項及び住民票を認証する行政機関の区の名称
 - ⑨ 「住民監査請求に係る請求人陳述議事録」の監査請求人に係る陳述会出席者の氏名及び監査請求人発言者の氏名
 - ⑩ 本件請求に係る監査請求人の代表者の住所地を集配区域とする郵便局名
 - ⑪ 「千葉市職員措置請求監査結果受取証」の受取者の個人の氏名
- (2) ①～⑪までの情報の本号該当性について

本号本文は、プライバシーを最大限に保護するため、明らかに個人のプライバシーに関する情報と判別できる場合に限らず、特定の個人を識別することができるものは一切不開示とすることを原則としている。

その一方で、本号ただし書は、個人の利益保護の観点から不開示とする必要のないものや公益上公にする必要の認められるものについては、例外的に開示することとしたものである。

本件公文書に記載されている個人に関する情報とされているもののうち、②の本件請求に係る監査請求人の代表者の氏名を除く住民票記載事項中の住所に係る区の名称及び住民票を認証する行政機関の区の名称及び⑧の本件請求に係る監査請求人の構成員(代表者を除く。)の住民票記載事項中の住所に係る区の名称及び住民票を認証する行政機関の区の名称並びに⑩の本件請求に係る監査請求人の代表者の住所地を集配区域とする郵便局名は、特定の個人を識別することができないので、本号に該当しないため千葉市監査委員はこれらの情報を開示すべきである。

上記以外の情報は、いずれも特定の個人を識別することができるものであって本号本文に該当する。また、これらの個人情報、「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」及び「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当せず、かつ、当該個人が公務員等に当たらないことは明らかであることから、本号ただし書のいずれにも該当しないと判断される。したがって、これらの情報は本号に該当するため、不開示とした千葉市監査委員の判断は妥当である。

4 条例第7条第6号(事務事業執行情報) 該当性について

- (1) 千葉市監査委員が本号に該当するとして不開示とした情報について

千葉市監査委員が本号に該当するとして不開示とした情報は、次のとおりである。

- ① 類似の住民監査請求について監査を実施した四日市市、大垣市及び尼崎市に千葉市監査委員事務局職員が視察した際の聞き取り調査の報告
- ② 監査対象関係局に対して行った質問
- ③ 上記②の質問に監査対象関係局である総務局長、秘書課長、経理主任、千葉市議会議長、千葉市議会議員団長、議会事務局職員及び会計室長が千葉市監査委員に提出した回答
- ④ 前渡資金整理簿の団体名

(2) 本号の趣旨及び解釈

本号は、本市の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業であって、公にすることにより、市等が行う事務又は事業の公正又は円滑な遂行の確保に著しい支障を及ぼすおそれがある情報が記録された公文書を不開示とすることを定めている。

(3) ①の本号該当性について

本件公文書に記載されている情報の本号該当性について検討する。まず、①の公文書は本件請求が提出された後、千葉市監査委員事務局職員が類似事案を取り扱った四日市市、大垣市及び尼崎市に視察により行った聞き取り調査の報告が記載されているものである。

千葉市監査委員は、視察先の地方公共団体から提供された情報は開示されないことを前提に提供されたものであって、開示することによって視察先の地方公共団体が率直な意見を控えるようになり、今後の監査事務に支障をきたすとして不開示としたものである。

不開示とした情報が監査手続きに関する詳細な情報である場合には、視察先の地方公共団体が公にされないことを前提に千葉市監査委員に提供したものと考えられることから、開示することにより当該地方公共団体との協力関係が崩れ、今後の監査事務に支障をきたすおそれがある。しかしながら、提供された情報が抽象的な内容にとどまるものであったり、視察先の地方公共団体が監査結果の公表により明らかにしている情報については、開示したとしても当該地方公共団体との協力関係が崩れるものではない。

そこで、本件公文書について検討すると、四日市市を視察した復命書のうち1枚目の2行目から5行目まで及び第15行目から第17行目までに記載されている情報、大垣市を視察した復命書のうち2行目から4行目まで及び13行目に記載されている情報並びに尼崎市を視察した復命書のうち2行目から4行目まで、7行目、8行目及び12行目に記載されている情報は、各視察先の地方公共団体が監査結果で明らかにしている情報である。これらの情報を開示したとしても視察先との協力関係が崩れ、今後の監査事務に支障をきたすおそれ

は生じないことから、本号に該当しない。したがって、千葉市監査委員は、これらの情報について開示すべきである。

しかしながら、上記を除く情報は、視察先の地方公共団体の監査結果で明らかにされてはならず、かつ、具体的な内容を含むものであり、これらの情報は、開示することにより、視察先の地方公共団体との協力関係が崩れ、今後の監査事務に支障をきたすおそれがあり、本号に該当する。したがって、不開示とした千葉市監査委員の判断は妥当である。

(4) ②の本号該当性について

本件公文書に記載されている情報の本号該当性について検討する。この公文書は、本件請求の審査を進める上で、監査対象である総務局、議会事務局及び会計室に対して行った質問事項が記載されている。

千葉市監査委員は、当該公文書には本来秘匿されるべき監査の実施に係る監査の手順が記載されており、開示することにより、千葉市監査委員の合理的裁量に委ねられるべき事項が第三者の監視・批判の対象となり、千葉市監査委員の裁量権の行使が一律化・硬直化するなど法の予定しない事実上の制約がはたらき、今後の適正な監査の執行に支障が出ると主張している。

本件における質問事項というのは、監査対象関係局の個別職員等に対する極めて具体的かつ詳細な事情聴取とも捉えることができるものであって、そのような監査の具体的な手順が明らかにされると今後の監査事務に支障をきたすおそれがあるため、これらの質問事項は原則的には不開示とすべきである。

しかしながら、次の(5)で述べる理由により上記4(1)③の公文書(回答部分)の一部を開示することで、質問事項自体が想定できる内容が含まれている。この場合、その回答から当然に推定される質問については不開示とする必要はなく、開示したとしても質問全体の監査の手順が損なわれることにはならない。

このような考え方を基に個々に検討した結果、次のようになる。

総務局長、秘書課長、経理主任、千葉市議会議長、千葉市議会議員団長、議会事務局職員及び会計室長への質問事項のうち、共通して2行目の括弧内はあて先が記載されており、上記4(1)③の公文書で当初から公にされている情報である。また、総務局長への質問事項のうち、5行目、9行目、10行目及び15行目、秘書課長への質問事項のうち、3行目、経理主任への質問事項のうち、3行目及び4行目、千葉市議会議長への質問事項のうち、7行目、千葉市議会議員団長への質問事項のうち、3行目から5行目まで、9行目、10行目、17行目、18行目、21行目及び22行目、議会事務局職員への質問事項のうち、1ページの17行目及び18行目並びに2ページの3行目及び4行目

(句点を含み8文字目までに限る。)は、次の(5)で述べる理由により、上記4(1)③の公文書の回答欄を開示した場合には、当然に質問事項が想定できる情報である。

したがって、これらの情報は本号に該当しないため、千葉市監査委員は、不開示とした情報について開示すべきである。しかし、その他の質問事項は監査の具体的手順が記載されていると認められるため、これらの情報を不開示とした千葉市監査委員の判断は妥当である。

(5) ③の本号該当性について

次に③の公文書は、上記4(1)②の千葉市監査委員からの質問に対し、監査対象関係局である総務局長、秘書課長、経理主任、千葉市議会議長、千葉市議会議員団長、議会事務局職員及び会計室長が回答したものである。この回答書は、表形式となっており、左欄には質問事項が、また、右欄には回答が記載されている。

千葉市監査委員は、監査請求における関係人の協力が法の規定による強制力はないことを理由として、開示した場合には今後行う監査において関係人が千葉市監査委員への情報提供を控えるようになることで、監査活動上の協力や、正確な情報が得にくくなり、公正な監査業務に支障をきたすおそれがあるとして不開示としたものである。

そこで、本件公文書の回答内容を検討すると、監査対象関係局は、千葉市監査委員からの疑義等について、率直かつ明確に応答しており、このように対応することが監査業務上において通例となっていると見ることができる。すなわち、監査対象関係局は、千葉市監査委員の質問であるからこそ率直に回答したものであり、自ら提供した情報が監査以外の目的に用いられることは予定していないものと考えられる。

したがって、当該公文書を情報公開で開示した場合には今後の監査に対して監査対象関係局が身構えて回答を控えてしまうおそれがあり、結果として、公正な監査結果を得るために重要な業務とされる監査対象関係局に対する調査が形骸化してしまうことになりかねず、審査会としては、これらの情報を不開示とすることが相当であると判断する。

しかし、回答内容のなかで千葉市監査委員が千葉市公報で明らかにしている情報や単純な事実確認に関する情報は、開示したとしても公正な監査業務に支障が生ずることはないと考ええる。

このような考え方を基に個々に検討した結果、次のようになる。

- ア 総務局長、秘書課長、経理主任、千葉市議会議長、千葉市議会議員団長、議会事務局職員及び会計室長からの回答書(質問事項欄を除く。)

総務局長からの回答書のうち、1ページの回答欄の5行目、6行目、11行目から15行目及び21行目から24行目まで、2ページの回答欄の4行目から9行目まで、秘書課長からの回答書のうち、回答欄の1行目、9行目（読点等を含み31文字目以降）、10行目、経理主任からの回答書のうち回答欄の1行目から4行目、千葉市議会議長からの回答書のうち、回答欄の2行目から10行目まで、千葉市議会議員団長からの回答書のうち、1ページの回答欄の1行目から5行目まで及び10行目から15行目まで、2ページの回答欄の1行目及び2行目、3ページの回答欄の1行目から9行目及び12行目から15行目まで、議会事務局職員からの回答書のうち、2ページの回答欄の6行目から8行目（括弧内の部分を除く。）まで、3ページの回答欄の7行目から10行目まで、4ページの回答欄の6行目から13行目まで、5ページの回答欄の4行目から9行目までは、千葉市公報により明らかにされている情報が含まれている。このような内容であれば開示したとしても、今後の監査に対して監査対象関係局が身構えて回答を控えてしまうおそれは生じないため、本号に該当しない。したがって、これらの情報については、開示すべきである。

その他の回答は、監査対象関係局が対外的・公式的回答をしているものではなく、千葉市監査委員により一方的に公開されることはないとの信頼のもとに任意に提供した情報と解すべきであり、仮にこれがすべて開示されることになれば、監査対象関係局は、次回の監査から開示されることを前提に、形式的な回答を行い監査対象関係局に対する調査が形骸化するおそれが生じることが想定される。したがって、これらの情報は本号に該当するため、不開示とした千葉市監査委員の判断は、妥当である。

イ 総務局長，秘書課長，経理主任，千葉市議会議長，千葉市議会議員団長，議会事務局職員及び会計室長からの回答書(質問事項欄に限る。)

総務局長，秘書課長，経理主任，千葉市議会議長，千葉市議会議員団長，議会事務局職員及び会計室長からの回答書のうち，質問事項欄については，上記(4)のところで判断したとおりである。

(6) ④の本号該当性について

次に④の公文書は、千葉市監査委員が監査対象関係局に「千葉市職員措置請求書に関する書類等の提出」の依頼をした後、本件請求の審査を行っている過程で監査対象関係局から千葉市監査委員に提出された市長交際費に係る前渡資金整理簿である。市長交際費に係る公文書についての本審査会の判断は、答申第14号（平成12年4月21日）で示しているところである。千葉市監査委員がこの答申の趣旨にそって判断していると認められるので不開示とした千葉市監査委員の判断は、妥当である。

5 市長交際費に係る前渡資金整理簿の開示に関する判断変更について

上記4(6)において市長交際費に係る前渡資金整理簿に関し、本審査会として一応の結論を出したところである。

しかしながら、本審査会が職権で調査したところによると、平成15年5月22日付けで平成14年度中の市長交際費に係る前渡資金整理簿について別途開示請求がなされ、実施機関の千葉市長は、同年6月30日付けで部分開示決定を行った。この決定内容を考察すると、従前は条例第7条第6号（事務事業執行情報）に該当するとして不開示とされていた情報が開示されており、同号の運用に係る判断を変更したことが認められる。

したがって、千葉市監査委員は、これらの公文書を作成した千葉市長の市長交際費に係る前渡資金整理簿の開示についての判断変更を勘案した上で、改めて、開示・不開示の判断を行うべきである。

6 審査会委員の回避について

本件事案の審査に関し、平成14年9月30日で審査会委員の任期が満了した川野辺委員から、住民監査請求から発展した住民訴訟について、弁護士として関与した経緯があるので、本件事案の審査に加わることにについて回避したい旨の申出があった。審査会としても、審査の公正・中立性に疑義を受けないようにという川野辺委員からの申出の趣旨を尊重し、審査会委員の総意により、この申出を認めた。

したがって、川野辺委員は、任期期間中に本件事案の審査を行った第49回から第51回までの審議に関与していない。

以上により、冒頭の「1 審査会の結論」のとおり判断する。

<参考>

答申に至る経過

年 月 日	内 容
平成14年 1 月16日	諮問書の受理
平成14年 3 月 8 日	実施機関から理由説明書を受理
平成14年 5 月15日	審議（第 4 9 回審査会）
平成14年 6 月28日	異議申立人から意見書を受理
平成14年 7 月 1 日	実施機関から決定理由等の説明を聴取（第 5 0 回審査会）
平成14年 8 月19日	異議申立人から意見を聴取（第 5 1 回審査会）
平成14年10月 7 日	（第 5 2 回審査会）
平成14年11月 6 日	（第 5 3 回審査会）
平成15年 1 月20日	（第 5 5 回審査会）
平成15年 3 月13日	（第 5 6 回審査会）
平成15年 5 月29日	（第 5 8 回審査会）
平成15年 6 月12日	（第 5 9 回審査会）
平成15年 7 月10日	（第 6 0 回審査会）
平成15年 8 月25日	（第 6 1 回審査会）